

西周金文の「宝・用」の主体と「其」の意味について

小林 茂（遺稿）

一、はじめに

西周金文解釈の作業は先ず銘文を隸定することから始まり、次にその隸定から積文となるが、まだ未解決の文字も多く存在し、容易なものでもない。其の後に内容記載の考釈となり、銘文の解明となる。時には内容の考察から文字を隸定、積文となる場合もある。そこに考察と推察が繰り返される。その際、器形・文様・出土地・記載人物・年月日等は重要な内容理解の要素となる。しかし、解釈者によって、器の断代を大きく異にする場合も生じてくる。

拙論で提起する銘文句末の「宝・用」の主体者についての考察も詳細に試みた論証をこれまでに見たことがない（注1）。しかし、初学者が金文を訓読、解釈する上で、誰が何のためにその器を製したかを理解することは極めて基本的且つ初歩的なことであるが、小論はその銘文末に記載されている「宝・用」の主体者について卑見を述べ、専家の教正を仰ぐものである。

そこで、ここに随意的に選出する『免簋』（『殷周金文集成』四二四〇）は、周王が免に冊命し、物品が下賜されたことを記したものであるが、その末句を例としてあげる（銘文は引用文を含め、全て常用漢字に改めた）。

○ 免对揚王休用作尊簋免其万年永宝用

この銘文にたいし、

A 『金文通釈』卷三、115b (注2) には(白川静氏は一九八一年の新版で訓読や文字を改めた箇所があるが、故小林茂氏は新版を見ていないので、整理者が新版の訓読を括弧内に補い、改めていないものは括弧内に「新旧同じ」と記し、このことによつて小林氏の論証に齟齬が生じた場合は、括弧内に「整理者注……」として注記した)、
○ 免对揚王休、用作尊簋、免其万年、永宝用。

〔訓読〕

免、王の休に対揚して、用て尊簋を作る。免其れ万年、永く宝用せよ。

(免、王の休に対揚して、用て尊簋を作る。免其れ万年まで、永く宝用せむ。)
とある。

B 『金文今訳類検』商周卷(注3)には、

〔今訳〕

免頌揚王英明的冊命、因此製作這件珍貴的簋、免將永遠珍蔵享用。

とある。

このA・Bの釈文を比較すると、「休」の解釈は異なるが、句読点の切り方に明確な相違が見られる。それに伴つて解釈も大きく異なっていることが分かる。

先ず、Aはその句読の切り方と訓読から、「免其れ万年」とは、免(＝自分自身)は長寿(であること)を願う、「永く宝用せよ」とは、(子孫たちよ後世まで)永く宝として(この器を)大切に使用しなさい、と解釈しているよう

に見えるが、また一見すると、後半部は「免よ万年までも、永く宝として用いよ」と、自分自身に言い聞かせたものと解釈できる。このようにこの「宝用」という行為が、果たしてその主体者は表記されてはいない「子孫」なのか、「免」なのか判然としない（整理者注―新版では、主体者は免であることが明らかである）。

しかし、『金文通釈』全篇を通して、「宝用」に類する句末の訓読は命令形、つまり「宝用せよ」と訓読しているのが殆どである。また、「子孫」の記載がある場合は、必ず「子孫」に命じたものとして解釈し、「宝用」の主体者はあくまで「子孫」としている（この件については下章で詳述する）。一方、「其」字については何ら特別な訳出をしていない。

Bの今訳を日本語訳すると、「免は王の英明なる冊命を称え、このことに因つてこの素晴らしい簋を作り、（私）免は永く大切に使用しようと思う」となる。Aの解釈とはことなり、「宝用」の主体者は作器者自身と解釈し、「万年」とは「永く」の意味で、下の「永」字と同意にみている。更に、Aでは命令形に解釈している句末は、Bでは全篇を通して命令形に解釈する銘文は一例も見えず、願望の意に解釈している例が多い。しかし、「其」字の解釈はAでは訳出していなかったが、Bでは「将」（しようと思う）と意思の意に解釈している。そこで、B全篇通して「其」の解釈を見ると、次の四通りに分類できる。

- 1、将Ⅱ（自分は）「宝用」しようと思う
- 2、希望Ⅱ（私は）〈子孫が〉「宝用」することを願う
- 3、的Ⅱ（私）の〈子孫〉
- 4、訳出しない

となっている。このうち3については後に詳述するが、第一人称代名詞所有（所属）として解釈されている。つまり、

「其」の意は「私の子孫」となっている。4は訳出の曖昧さから出る遺漏か、訳出の必要性を認めず省略したものである。Aと同じ立場に立っていると思われる。

この「其」の意味について、最近、朱其智氏（後出）が、これまでの説について、主格人称代名詞（この例文では作器者の「免」を指すもの）という新説を発表したが、首肯しかねる点がある。

そこで、拙論はこれらについての問題提起として、

- 1、青銅器銘文句末の「宝・用」の主体者は誰であるのかを考察する
 - 2、句末に「子孫」が記載された場合の「宝・用」の主体者は誰であるかを考察する
 - 3、銘文句末中に記載された「其」の解釈について考察する
 - 4、「廢器」に記載された場合の「宝・用」の主体者は誰であるかを考察する
- 以上の四つの問題を掲げて検討を加えることにする。

二、『金文通釈』の訓読

日本国内で、青銅器を体系的に断代し、訓読を加えたのは、白川静氏の『金文通釈』である。そこで本書に採用されている各器末文の訓読を通観するに、基本的な原則として、「子々孫々」（本来「子孫」）という記載なので、「子孫子孫」と訓読すべきであるが、拙論では通例に従った）が記載されている場合は、作器者が「子孫」に「宝・用」することを命令したものと解釈して、命令形に訓読している。また「子孫」の記載がなくても大略命令形にして読み下されている。例えば、

1、永く宝とせよ。(『番生簋』160)(新旧同じ)

2、其れ万年、宝とせよ。(『敌簋』94)(其れ万年まで、宝とせよ。)

3、其れ万年まで、宝用せよ。(『免盤』115c)(其れ万年まで、宝用せむ。)

4、其れ永く宝として之を用ひよ。(『善鼎』133)(新旧同じ)

というように、全て「子孫」が省略されているとの推定からの訓読だと考えられ、基本的に作器者が子孫に宝用することを命じたと解している。

しかし、今ここに西周期の器に限定して、『金文通釈』全篇の訓読を見るに、若干の不統一性が見られるので、その例を列举する。

1、a 其れ万年、宝とせよ。(『敌簋』94)(其れ万年まで、宝とせよ。)

b 其れ万年まで、宝用せよ。(『免盤』115c)(其れ万年まで、宝用せむ)

2、a 其れ子々孫々、永く宝とせよ。(『泉簋』第一器91)(其れ子々孫々まで、永く宝とせよ。)

b 其れ子々孫々まで、永く用ひよ。(『載簋』110s)(其れ子々孫々、永く用ひよ。)

3、a 其れ万年、子々孫々、永く宝用せよ。(『同簋』150)

(其れ万年ならんことを。子々孫々、永く宝用せよ。)

b 其れ万年まで、孫々子々、永く宝として用ひよ。(『師湯父鼎』108)

(其れ万年ならんことを。孫々子々、永く宝用せよ。)

4、a 畫万年、子々孫々、永く宝として光用せんことを。(『畫鼎』40)

(畫万年ならんことを。子々孫々、永く宝として光用せよ。)

- b 詢万年、子々孫々、永く宝用せよ。(『詢簋』182)
(詢万年ならんことを。子々孫々、永く宝用せよ。)
- 5、 a 與其れ世子孫まで、永く宝用せむ。(『與方彝』105)
(與其れ世子孫まで、永く宝用せよ。)
- b 克其れ子々孫々、永く宝用せよ。(『小克鼎』168)
(克其れ子々孫々まで、永く宝用せむ。)
- c 大其れ子々孫々まで、万年永く宝用せよ。(『大鼎』176)
(大其れ子々孫々、万年まで永く宝用せよ。)
- 6、 a 利其れ万年ならむことを。子孫永く宝用せよ。(『利鼎』111) (新版には「利」の下に読点あり)
b 禹其れ万年、子々孫々宝用せよ。(『禹鼎』162)
(禹其れ万年ならんことを。子々孫々、宝用せよ。)
- 7、 a 追其れ万年まで、子々孫々永く宝用せよ。(『追簋』113)
(追其れ万年ならんことを。子々孫々、永く宝用せよ。)
- b 卯其れ万年、子々孫々永く宝用せよ。(『卯簋』149)
(卯其れ万年ならんことを。子々孫々、永く宝用せよ。)
- 8、 a 盧其れ万年、永く宝用せよ。(『大師盧簋』126)
(盧其れ万年まで、永く宝用せむ。)
- b 盧其れ永く宝として、用て享せむ。(『大師盧豆』126a) (新旧同じ)

c 盧と蔡姫と、永く宝とし、用て大宗を邵せむ。(『盧鐘』126b)

(盧と蔡姫と、永く宝とし、用て大宗に邵〔まつ〕らむ。)

9、a 其れ万年まで永く宝とし、用て出内の事人を饗せよ。(『小子生尊』71)

(其れ万年まで永く宝とし、用て出内の使人を饗せよ。)

b 用て俦友を饗せむ。(『趙曹鼎一・二』106)(新旧同じ)

右の九項はその銘文の語法、用字が同一であるにもかかわらず、訓読を異にしているものである。これらの各例について更に詳察して見る。

1・2・3で、助詞「まで」がaにはなく、bには補って訓読されている。もし作器者がこの器の宝用を子々孫々に命ずる意で「使用しなさい」と解釈しているならば、助詞の「まで」は全て「子々孫々」の下に補うべきである。或いは「万年」の下にも統一して「まで」を送るべきであるが、殆どが読み下されておらず、「宝用」する主体者が作器者か子孫なのか曖昧さが感じられる。

4ではaが願望の意に、bでは命令の意に解して訓読されている。5ではaが作器者の意志の意に、bとcでは命令の意に解して訓読されている。6ではその相違が甚だしく、aは「万年」の下では殆ど「まで」の読み下しであったが、ここでは願望の意で、「自分||利の繁栄が永遠であることを願う」、そして「子孫よ、この器を永く宝として大切に用いなさい」と銘文を分解して解釈している。しかし、bでは先の例のように「万年まで」の意に解釈しているようであり、同一句法であるにもかかわらず、解釈と訓読が異なっている。

8は三器とも同一人物の作器であるが、aは命令の意にbとcが意志の意に解釈されている(整理者―新版ではaもb・cと同じく意志の意に読む)。9はaが命令の意に、bでは意志の意に訓読されている。

この他にも作器者自らの意志に訓読されているものに『叔向父禹簋』（「禹其れ万年まで、永く宝用せむ。」新旧同じ。『集成』四二四二）『晉簋』（晉、厥の子々孫々孫に逮ぶまで、永く宝とせよ。」新旧同じ。『集成』四一九四には「晉」を「奮に作る）があるが、全篇を通じて作器者の意志に訓読されているものより作器者が「子孫」に命令する意に訓読されている例が圧倒的に多い。

では、何故同一語法、同一用字であるにもかかわらず異なる訓読が生じたのであろうか。考えるに、銘文句末の「宝・用」の主体者を作器者にするか、子孫にするかに因って、不統一性が生じてきたものと推察される。「某十其十年十子々孫々十宝用」の句法に特に訓読の混同が生じている。これは句末の一文の主語が作器者某であるならば、文末の動詞の主体者は当然作器者自身となるべきである。しかし、文中に「子々孫々」が記載されているため、その動詞の主体が作器者なのか、「子々孫々」なのか徹底されなかったことによつて、このような混同が生じたものと思われる。

しかし、このような混同はこの道理として起きるべきものではない。必ずや統一された形で訓読されるべきものである。

また、作器者の作製意図が随意的であつたとは考えられない。従つて、その作器者の意図を客観的に解明され、訓読が施されなければならない。

三、『中国法書選1』の訓読と解釈

『中国法書選1』（甲骨文・金文・殷・商周・列国）は七名による共編著である（注4）。本書の「宝・用」の訓読と

解釈を見ると、必ずしも一致していない。本書に取り上げられている西周金文中で、「宝・用」銘文があるものは十例のみであるが、下に挙出する。

〈松丸道雄氏〉

1、子_二孫、永く宝とし、其れ万年〔に至るまで〕、用つて王の出入に饗さんことを。(45『小臣宅殷』)

〈竹内康浩氏〉

1、婦子・後人に(子孫)〔までも〕永く宝とせん。(49『令殷』)

〔訳〕〔大切な器であるから〕婦人たちや後の子孫たちまでも、この器を宝とするように。

2、衛其れ万年〔までも〕永く宝として用ひん。(58『九年衛鼎』)

〔訳〕万年までも永く、宝として用いていきたい、と衺衛は願うものである。

3、子_二孫_二〔までも〕永く宝として用ひん。(67『史頌簋—蓋銘—』)

4、獻と蔡姫と永く宝とせん(69『獻鐘』)

5、其れ子_二孫_二〔までも〕永く宝として用ひん。(70『十二年大段蓋』)

〈池澤優氏〉

1、其れ万年永く宝として用ゐよ。(59『牆盤』)

〔訳〕万年もの間、永くこの器を宝として用いるように。

2、其れ万年子孫永く宝として用ひよ。(63『鄂侯馭方鼎』)

〔訳〕万年の間、子孫は永く宝として用いるように。

〈大西克也氏〉

1、克よ、其れ万年無彊たれ。子_三孫_二永く宝用せよ。(66『大克鼎』)

〔訳〕克よ、いつまでもお健やかに。子々孫々に至るまで、永く家宝として用いよ。

2、子_三孫_二永く宝用せよ。(71『毛公鼎』(屠鼎))

〔訳〕子々孫々に至るまで永く宝用せよ。

四氏によつて訓読或いは訳出された銘文は、松丸・池澤・大西の三氏は、「宝用」の主体者は基本的に作器者ではなく「子孫」とし、命令或いは願望の意に解釈している。それに対して、竹内氏はその主体者を基本的に作器者自身と解釈している。しかし、1は「子孫」を補充してその主体者を「子孫」として解している。僅か五例の中にあつても、「宝用」の主体者が誰であるのか、解釈に当たり統一されていない。また、大西氏は末文を二つに分割している。以上のように、文末の「宝・用」の訓読、解釈するに当たり、一冊の中にあつても、各氏により説を異にし、ひいては個人にあつても、その訓読・解釈が異なり、統一性はない。また、日本国内の多くの金文学者は、この「宝用」を命令形に訓読し、その主体を「子孫」に置いている。

四、『故宮青銅器』故宮博物院編の解釈

本書(注5)は、丁孟・方斌・李米佳・賈紅荻の四氏によつて、銘文の解釈が施されている。「宝・用」の銘文の記載がある西周の青銅器の中で、訳出されているものが四十器あり、それらの各器の解釈について、検討を試みた。四氏の解釈は基本的に統一されており、個人による大きな相違は見られない。

(1) 「宝・用」の記載のみ(「子子孫孫」の記載がないもの)の場合

作器者と「宝・用」の主体は同じであり、大きな問題はない。(160 『大師盧簋』、169 『免尊』、176 『盧鐘』、184 『頌鼎』、197 『杜伯簋』、204 『芮公壺』)

(2) 「子子孫孫」の記載がある場合

全て統一された解釈で、「子子孫孫後代永遠宝用」(子子孫孫後代まで永く宝として用いよ)となっており、器の殆んどが「宝・用」の主体は「子孫」になっている。

(3) 「某+其+子子孫孫」の記載がある場合

「某」は作器者であるが、この構文の解釈は統一して、「某の子孫後代万年永遠宝用這個器」(某の子孫、後代まで永くこの器を宝として用いよ)となっており、「某」と「其」の関係は、「其」を「某」の第一人称代名詞の所有所属の意に解釈している。(157 『追簋』・183 『大鼎』・185 『小克鼎』・189 『師酉簋』・192 『諫簋』・194 『師克盥』・212 『虢叔旅鐘』)

(4) 「其」の意味

(3)の「其」を第一人称代名詞の所有所属に解釈している場合を除くと、「其」の解釈は明確に訳出されていない。ただ、「其」の記載がある場合は、「希望……後代子孫永宝用」と解釈しているもの(139 『伯盃』)や「祈願……後代子孫永宝用」と解釈しているものなど、特に願望の意に解釈している場合が多い。しかし、「其」字がなくても、「希望……」と解釈しているもの(000 『微師耳尊』)や、「子子孫孫」の記載がない169 『免尊』では、「免将万年宝用此彝器」(免は万年まで宝として此の彝器を用いようと思う)と「其」を「将」(くしようとする・くするつもりだ)に訳出し、作器者の意志に解釈しており、統一基準を定めて解釈しているように見えない。

以上の分析から、「宝・用」の主体は、「子孫」の記載がある場合は「子孫」にあるものとし、「子孫」の記載がな

いは場合は作器者という解釈で統一されている。また「某+其+子孫」の場合は、「某」の「子孫」が「宝・用」の主体として解釈していることが理解できる。

また、193 『仲栴父簋』（其万年子子孫孫其永宝用）の銘文の解釈は

〔訳〕 仲栴父の後代子孫、万年永宝用此簋。

（仲栴父の後代の子孫よ、万年までも永く宝として此の簋を用いよ。）

となっており、「某」の記載がなくても作器者名を補って訳出している。つまり上の「其」を第一人称代名詞の所有所属（仲栴父の後代の子孫）の意に解釈しているが、下の「其」については訳出していない。

このように、「其」の解釈については何等解釈上の統一基準はないように見える。

五、「西周金文〈其〉的格位研究」の「其」の解釈

朱其智氏は「西周金文〈其〉的格位研究」（注6）で、青銅器銘文の末文に記載されている「其子々孫々」の常套句中の「其」字の役割について、その銘文中の位置から考えると、所有代名詞や主格人称代名詞の意味で使用されており、決して語気詞（助詞）として解すべきではない、という説を発表した。

氏は「其」を文中の配置からその役割を分析し、

(1) 其+S+V+O (S||主語、V||動詞、O||目的語、以下同じ)
其子々孫々永宝用之

(2) 甲、S (||其) +V+O

其永宝用

其乍宝尊彝

乙、S + 其 + V + O

某其永宝用之

(3) S + V + 其 + O

某永保其身

某挾其吉金

(4) 其 + S + 其 + V + O (1) + (2) の複合型

其子々孫々其永宝用

と、四つの型に分類できるとしている。

このうち、(3)の「其」は所有代名詞として異論はなく、(1)の「其」も所有代名詞であり、「其(〓某)の子々孫々」という意味に解して別に問題はないとしている。(2)の甲は、「其」は人称代名詞であり、主格を表し、「其(〓某)は永く宝として用いる」「某は素晴らしい尊彝を作った」という意に解釈している。乙もまた「某は其(〓某)は永く宝としてこの器を使用する」という意にそれぞれ解釈している。

このように結論付けられる根拠として、『望簋』(『殷周金文集成』)〈以下『集成』と省略する〉四二七二の器と蓋の銘文を挙げている。今、その末文だけを示すと、

○ 其万年子々孫々永宝用(蓋)

○ 望万年子々孫永宝用(器)

となつてゐる。この二例を比較して、「其」は「望」の代名詞として使用され、「宝用」の主体となつてゐると解釈している。更に春秋時代の『欒書缶』（『集成』一〇〇〇八）の「欒書之子孫万世是宝」の「之」は、内容上多くの「其子々孫々」の「其」と同じ働きを持つのであり、「其」は「之」と同様に所有代名詞で、主格を表していることが実証できるとしている。

因つて、「其」を語気詞（助詞）、或いは「〜と願う」「やはり、また」と訳する崔永東氏の説（注7）は検討を要するとした。朱氏は更に次の例を挙げて、その根拠としている。

(2) 大其子々孫々万年永宝用（『大鼎』『集成』二八〇七〜八）

(3) 克其子々孫々永宝用（『小克鼎』『集成』二七九六〜二八〇二）

(4) 先王其嚴在上……（『猷鐘〈宗周鐘〉』『集成』二六〇〇）

(5) 珣生对揚朕宗君其休（『六年召白虎簋』『集成』四二九三）

この四例は全て「某は其（||某）の子々孫々」「先王は其（の先王）は……」「（私）珣生は朕が宗君其（の宗君）の休を奉揚して」とそれぞれ解釈すべきであるとした。次に、

(6) 余其敢对揚天子之休（『盩駒尊』『集成』六〇一一。『集成』の积文には「之」を脱す）

(7) 对揚天子厥休（『同簋』『集成』四二七〇〜二）

の例では「之」は「其」と、「厥」は「其」と同じ働きを持つてゐるとした。

しかし、ここで極めて単純であるが、朱氏の説に対して、ひとつの疑問が生ずる。もし、「其」が人称代名詞で主格を表すとするならば、何故「其」字の直前に作器者である「某」を並列或いは重複させる必要があつたのか、ということである。とりわけ文頭に記載された「其」が、果たして文中に配置されている「之」と同じ意味を有している

断定できるか否か甚だ疑問である。氏の説の如く文中に配置される「厥」「其」は確かに「某の其(厥)の休」とある銘文では、人称代名詞で所有の意味を有すると考えられ、強調する意、改まった意に解釈することが可能であるが、「某は其(某)の子々孫々」と重複させることによって、強調することは反って煩雑な感を覚える。

(2) から (7) で、(4) の例は「其」の下に普通名詞や人称代名詞はないので、ほかの例とは同一に扱うことはできない。また、「某+其」の場合も「其」の下に人称代名詞があるか、或いは目的語が配置されているかで、その下に記載される動詞の主体(主語)が変わってしまうので、一文の意味も異なってしまう。つまり、(2) (3) の例では、その下にある「永宝用」するのは、「大」や「克」なのか、或いは「子々孫々」なのかを決定付けられない状態に陥っている。果たして、「大の子々孫々が万年まで永く大切に使う」ということなのか、「大は(その大は)子々孫々、万年まで永く大切に使う」ということなのか、主語が明確にならない解釈になってしまう。

更に (4) (其+S+其+V+O) の例に、

(26) 癩其万年子々孫々其永宝 (『癩盪』) 『集成』四四六二(三)

を挙げているが、銘文中の二つの「其」は「癩」とするのか、「子々孫々」とするのか、或いは上の「其」が「癩」を、下の「其」が「子々孫々」を指すのか一層曖昧なものになる。

そして、氏自身が指摘しているように、例外と思われる銘文も存在している。

(27) 余其用各(格)我宗子雫百生(姓) (『善鼎』) 『集成』二八二〇。『集成』は「雫」を「與」に誤釈す)

この場合、「余」は既に第一人称主格を表す人称代名詞であるが、更にその「余」を「其」で主格代用の意で用いることになって、代名詞を更に代名詞で記載するという極めて不自然な記載になってしまう(注8)。

その他にも同じ例として、

(29) 女(汝) 其以成周師氏戍于古師 (『象或卣』) (『集成』五四一九〇二〇)

この場合も、「女」は第二人称代名詞であり、その以下に「其」を配置して、第一人称代名詞とすれば、第二人称代名詞を第一人称代名詞で受けることとなって大きな矛盾が生ずる。

最後に、その「其」の用法について不自然さを感じる例として、

(28) 衛用乍(作) 朕文考宝鼎衛其万年永宝用 (『五祀衛鼎』) (『集成』二八三三二)

の場合は、作者の「衛」が短文中に「宝用」の主格として記載されているが、更に「其」を第一人称代名詞として解釈すれば、「衛」「朕」「衛」「其」と四度も自分を示す言葉が使用されることになる。このように意図的に「衛」を強調する意味で重複使用されることに非常に煩雑さを覚える。簡潔な記載であるべき銘文に、主格を多用する合理性がなくなってしまう。

西周時代の第一人称代名詞としては、既に「余」が頻繁に使用されており、本来これらの銘文は「某余……」と記載されるべきであるが、そのような例は現在一例も見られない。

以上のように、朱氏の説に多くの疑問を感じるので、この「其」を如何に解釈すべきかを、銘文中の文法的配置による機械的な解釈だけではなく、銘文の内容からも考察する必要がある。つまり、「先に文法ありき」ではなく、作者の真意意図を最優先して究明しなければならぬ。その結果、「其」が銘文中で如何なる役割を持っているのかを考察すべきである。

六、「宝・用」の記載の分類

『殷周金文集成』（注9）、『近出殷周金文集録』（注10）、學術雜誌等に見える「宝・用」の記載について分類を試みる。句法・銘文が同じ場合はある一器を明示し、その句法の代表としたが、何故その器にしたかは特別な意図はない。その分類は、基本的に「子孫」・「其」・作器者名の有無に従って行つたが、「宝・用」の後に、「享于……」などの銘文が続いた場合の語は省略した。また、西周断代による分類はせず、平面的に羅列するのみにした。器名の下番号は『集成』の器番号である。

A a、「用」「用之」「永用」「宝用」「用宝」の類

- 1、用（『鄭義伯匜』一〇二〇四）
- 2、用宝（『夔匜』一〇二〇二）
- 3、永用（『子叔壺』九六〇四）
- 4、永宝（『番生簋蓋』四三二六）
- 5、永宝用（『内公簋蓋』三七〇七）
- 6、永宝用之（『□敦簋』四五三三）
- 7、永寿用之（『復公子簋』四〇二）
- 8、万年宝（『康伯簋蓋』三七二二）

- 9、万年永宝（『縈叔卣』五三八二）
- 10、万年永宝用于宗室（『豆閉簋』四二七六）
- 11、万億永宝用（『晋侯斲壺』〔『文物』一九九四年一期〕）

これらの銘文の句末は、基本的に「某……用作某祖考器」の後に続く記載であり、基本的に亡くなった「父や祖父（先祖）」を祭祀するために此の器を製作したとするものである。その主たる目的は死者の供養の祭祀に用いることにあり、時には来客来賓へのもてなしに用いるためのものである。

ただこのような銘文記載だけからは、「子孫」と明記されていないため、当然用いる主体は作器者自身と解釈すべきで、その他は考えられない。その「用」の動作に連用修飾として、「永」「万年」「永寿」の語が付加されたものと考えられる。その意味は文字通り「永く」の意味であり、そこに「万年」という記載に自分の長寿、万年も長生きすることを直接請願すると解釈するには少々の飛躍を感ずる。これらはやはり「ずっと末永く大切に用いたい」と作器者自身の意志の表現であると考えられる。

A b、aの記載に「子孫」が加えられた（子子孫孫十宝・用）類

- 1、子孫永宝（『榮子旅作且乙甗』九三〇）
- 2、子孫永用（『伯多壺』九六一三）
- 3、子孫永宝用（『無惠鼎』二八一四）

- 4、孫子永宝（『反孳君簋』三七九一）
- 5、孫孫永宝用（『周窶匪』一〇二一八）
- 6、子子孫永用（『己華父鼎』二四一八）
- 7、子子孫永宝（『競卣』五四二五）
- 8、子子孫永宝用（『遣叔吉父盃』四四一八）
- 9、子子孫永宝用之（『曾仲盤』一〇〇九七）
- 10、子孫孫永宝用（『虜金氏孫盤』一〇〇九八）
- 11、子子孫孫永用（『伯寬父盃』四四三八）
- 12、子子孫孫永宝（『禽鼎』二四八六）
- 13、子子孫孫用（『彝伯簋』三七二二）
- 14、子孫孫作宝（『季般簋』三七三〇）
- 15、子子孫孫宝用（『頌鼎』二八二九）
- 16、子子孫孫永宝用（『此簋』四三〇三）
- 17、子子孫孫永宝用之（『虞嗣寇壺器』九六九四）
- 18、子子孫孫彼永用（『鄭虢仲簋』四〇二四）
- 19、孫〔孫〕子子宝用（『師鯨鼎』二七二三）
- 20、孫孫子子永宝用（『大矢（夫）始鼎』二七九二）
- 21、孫孫子子万年永宝（『伯衛父鼎』二四八九）

- 22、子子孫孫万年宝用（『伯鬲簋』三七七四）
- 23、孫孫子子万年用享祀孫子収引（『段簋』四二〇八）
- 24、永子孫宝（『豐肇家鬲』六三三三）
- 25、万年子孫用之（『□季鬲』七一八）
- 26、万年子孫永宝用享（『伯家父簋蓋』四一五六）
- 27、万年孫子宝（『稭父甲簋』三七五一）
- 28、万子孫永用享（『内太〈大〉子伯壺蓋』九六四四）
- 29、万子孫永用享（『内太〈大〉子伯壺蓋』九六四五）
- 30、万年孫孫子子永宝（『伯梳簋』四〇七三）
- 31、世孫子宝（『寧簋蓋』四〇二一）
- 32、世子孫孫宝用（『伯嗣簋』三七八四）
- 33、二世孫子宝（『叔向父為備簋』三八七〇）
- 34、百世孫子永宝（『師遽方彝』九八九七）
- 35、百子千孫子子孫孫永宝用享（『善夫梁其簋』四一四七）
- 36、及子子孫孫永宝用（『鄭鄧叔盨』四三九六）
- 37、京公孫子宝（『耳尊』六〇〇七）
- 38、後人永宝（『作冊矢令簋』四三〇〇）
- 39、子子〔孫孫〕永保用饗（『叔商父鼎』〔『集錄』三二三〕）

40、永子子孫用享（『内太子伯壺器』九六四五）

基本的な「子子孫孫」の形に加え、「世」「百世」「百子千孫」等、「子孫」に対する修飾表現が多様化している。

ここで注目すべきは、36の「子々孫々に及ぶまで」と、37の「京公の孫子（である私は）」と解される表記で、作者の意志が「宝・用」の主体として明確に示されていることである。

A aと同様に、「万年」とあるのも、「永」と同じ意味と解釈すべきで、この記載からも、やはり自分の長寿を願う気持ちを直接表現しているとは解釈しにくい。どちらも「万年も」「（末）永く」の意味に解釈したほうが自然である。

B a、A aの形に「其」が加えられた（其十宝十用）類

- 1、其永用（『姫趙母鬲』六二八）
- 2、其永宝（『守宮卣』五三五九）
- 3、其永宝用（『歸叔山父簋』三七九七〜三八〇一）
- 4、其永保用（『象盞』四三三七〜四三六〇）
- 5、其永宝用之（『善鼎』二八二〇）
- 6、其用万年（『仲師父簋』三七五三）
- 7、其万年用（『斚簋』三六七六）
- 8、其万年宝（『繁卣』五四三〇）

- 9、其万年永用（『仲簋』三七二三）
- 10、其万年永宝用饗出入使人（『小子生尊』六〇〇二）
- 11、其万年永保臣天子（『師賂簋蓋』四二七七）
- 12、其万年永宝用（『史牆盤』一〇一七五）
- 13、其万年永宝唬用（『仲饒簋』四三九九）
- 14、其眉寿万年用（『虢匜』一〇二四七）
- 15、其万年眉寿用之（『異孟姜匜』一〇二四〇）
- 16、其万年眉寿永宝用（『乘父士杉盥』四四三七）
- 17、其万年用……其永宝（『再簋』〔『集録』四八五〕）
- 18、其寿考宝用（『虢簋』三七〇〇）
- 19、其万億永宝用（『晋侯斲簋』〔『文物』一九九四年一期〕）

この類で「眉寿」（14・15・16）、「寿考」（18）の記載が見られる。語順も「万年」と「眉寿」と倒置した（14）例もあり、両用されている（14・15・16）例も見られる。

この類の解釈に当たって、

- 1、（作器者自身が）万年も永く長寿することを願い、（作器者自身が）この器を大切に使用する。
- 2、（作器者は）未永く（この器を）大切に使用したい。

と先ず二通りの解釈が可能である。1はこの一文を二つに分割し、上部をそれぞれの語を直接に解釈した場合である。

2は「万年」「眉寿」「永」は同じ意味を持つ語で、重ねることとその敬虔さを強調したものと解釈した場合である。更に考えられるのは、「子孫」に命令したものと解して、「子孫」の記載がなくとも、

3、(私は)長寿ならんことを願ひ、(子孫たちよ)、この器を大切に使用しなさい。
という解釈も可能となり、三通りの解釈が可能である。

また、この類の「其」について、朱氏の説のように、語句の配置上、第一人称代名詞とし、主格を示すこと
は、文法的な位置上可能であるが、果たして、実際そのように解しても支障がないのかを検討しなければならない。

B b、A bの形に「其」が加えられた(其+子子孫孫+宝・用)類

- 1、其子孫永宝 (『香簋』四〇八八)
- 2、其孫子永宝 (『晋人簋』三七七一)
- 3、其子子孫永宝 (『原遄方鼎』二七三〇)
- 4、其子子孫永宝 (『稽卣』五四一一)
- 5、其子子孫(孫)永用 (『保子達簋』三七八七)
- 6、其子子孫永宝用 (『多友鼎』二八三五)
- 7、其子孫孫永宝用 (『函皇父匜』一〇二二五)
- 8、其子子孫孫宝用 (『鬲簋』四二二五)
- 9、(其)子子孫孫永用 (『呂方鼎』二七五四)

- 10、其子子孫孫永宝（『効卣』五四三三）
- 11、其子子孫孫永宝用（『静卣』五四〇八）
- 12、其孫子子永用（『杭鼎』〔『集録』三五二二〕）
- 13、其孫孫子子永宝（『適簋』四二〇七）
- 14、其子子孫孫永宝用（『匡卣』五四二三）
- 15、其子孫万年永宝（『作宝簋』三七四一）
- 16、其子子孫万年永宝用享（『仲師父鼎』二七四三〜四）
- 17、其子子孫孫万年用（『降人綱簋』三七七〇）
- 18、其子子孫孫万年宝用（『趨簋』四二六六。『集成』积文には「年」字の下に「永」字を衍す）
- 19、其子子孫孫万年永宝用（『庚嬴卣』五四二六）
- 20、其万年子孫永用（『内』〈芮〉大子白鼎』二四九六）
- 21、其万年子孫宝用享于宗（『六年召伯虎簋』四二九三）
- 22、其万年子孫永宝用（『噩』〈鄂〉侯鼎』二八一〇）
- 23、其万年孫子宝（『鼂簋』四一五九）
- 24、其万〔年〕孫子永宝用（『伯嚳父鼎』二五〇〇）
- 25、其万年子孫宝用（『洹秦簋』三八六七）
- 26、其万年子孫孫永宝用（『伯吉父簋』四〇三五）
- 27、其万年子子孫永宝（『散伯車父鼎』二六九七）

- 28、其万年子子孫孫永宝日用享孝（『井南伯簋』四一一三）
- 29、其万年子子孫孫永用享孝（『旅仲簋』三八七二）
- 30、其万年孫孫用（『昆君盃』九四三四）
- 31、其子子孫孫用子孝于宗老（『辛中姬皇母鼎』二五八二）
- 32、其万年子孫宝用享于宗（『六年琿生召伯虎簋』六年召伯虎簋『四二九三』）
- 33、其万年子子孫孫永保用（『格伯簋』四二六二、四二六四）
- 34、其万年孫孫子子永宝用（『師湯父鼎』二七八〇）
- 35、其万年世子子孫孫虞宝用（『恒簋蓋』四一九九、四二〇〇）
- 36、其万年世子子孫孫永宝之（『盩駒尊』六〇一一）
- 37、其万年疆無子孫永用享（『昶伯庸盤』一〇一三〇）
- 38、其万年無疆子孫永宝用享（『號文公子段鼎』二六三五）
- 39、其万年無疆子孫孫永宝用享（『號文公子段鼎』二六三六）
- 40、其万年無疆子子孫孫永宝用（『兮伯吉父盃』四四二六）
- 41、其万年無疆子子孫孫永用之（『伯中匜』一〇二五〇）
- 42、其万年無疆子子孫孫永宝用之（『湯叔盤』一〇一五五）
- 43、其万年永宝子子孫孫用（『駁孟征盥』四四二〇、四四二一）
- 44、其眉寿万年子子孫孫永宝用（『齊奔』〈莽〉史喜鼎『二五八六』）
- 45、其眉寿万年子子孫孫永宝（『趨鼎』二八一五）

- 46、其眉寿万年無疆子子孫孫永宝用（『兮甲盤』一〇一七四）
- 47、其万年無疆緜子子孫永宝用享（『微緜鼎』二七九〇）
- 48、其万年子子孫孫永寿用之（『醜公昏簋』三九一九）
- 49、其世子孫永宝用（『吳方彝蓋』九八九八）
- 50、其万人（年）用（『甫人父匜』一〇二〇六）
- 51、其百世子子孫孫永宝用勿墜（『守宮盤』一〇一六八）
- 52、其万年寿考子子孫孫永宝用（『欒簋』三八七三）
- 53、厥孫子永宝用（10）↓厥孫子永宝（『戟盃』九四二八）
- 54、万年以厥孫子宝用（『絳簋』四一九二・四一九三）

この類は記載が最も変化に富み、バリエーションが多い。その構成要素の基本は、「其」「万年」「子孫」「宝・用」であるが、その他にも「眉寿」「寿考」「某」「万人」等の語が加わっている。そして、語順も「万年」と「子孫」が交互に入れ替ることもある。解釈も一文が長くなっているため、二分割が可能になる例が極めて多い。つまり、前半部の「其万年無疆」が自分の長寿を願う意に、後半部の「子子孫孫永宝用」が子孫が末永く大切に使用する（使用しなさい）という意に解釈できるので、多くの学者が混乱を呈している。

また先の例のように、「無疆」も「永」や「万年」、更には「眉寿」も同じ意味を持つ語として使用され、「宝用」を強調して修飾するものとも解釈できる。

特に47（『微緜鼎』）の例は極めて倒外的な記載で、複数の解釈が可能で、「緜子子孫孫」は、

1、 緜（＝作器者）の子孫よ

2、 緜は子孫まで

3、 緜と子孫は

4、 緜と「其万年無疆」の語順が入れ替わった（後のC dの類）

の四通りが考えられる。

また、「其」の下の「万年」と「子孫」の配置が入れ替ると、「其」の實質が異なってくる。つまり、

1、「其子孫」は作器者の子孫の意になり、第一人称代名詞で所属の意の解釈になる。

2、「其万年」は、作器者は「万年も」の意になり、「其」は第一人称代名詞で主格の解釈となる。

このように語順によって、「宝用」の主体が変わってしまう現象が起こる。

また、先例のように、「万年」「眉寿」「無疆」の語はそれぞれ「永」と同意とみなし、重複することによる強調の意と解することもできる。

B c、B bの「其」と「子子孫孫」の位置が入れ替った（子子孫孫＋其＋宝・用）類

1、子孫其永宝（『鮮簋（盤）』一〇一六六）

2、子孫其永宝用夙夕享于宗（『虎簋蓋』〔『集録』四九二〕）

3、孫子其永宝（『楚公愛鐘』四三）

4、子孫其万年用（『作宝尊簋』三七四二）

- 5、其子孫万年永宝（『作宝簋』三七四一）
- 6、子孫其万年永宝用（『叔豸父鼎』二五二一）
- 7、孫子其万年永宝（『濂姬簋』三九七八）
- 8、子子孫其永宝（『斝鼎』二七〇四）
- 9、子子孫孫其永宝用（『師虎簋』四三一六）
- 10、子子孫孫其永用之（『君夫簋蓋』四一七八）
- 11、孫孫子子其永宝（『井侯方彝』九八九三）
- 12、子子孫孫其万年用（『靜簋』四二七三）
- 13、子子孫孫其万年永用享射（『雍伯原鼎』二五五九）
- 14、子子孫孫其万年永宝用（『康鼎』二七八六）
- 15、子子孫其眉寿万年永用享（『猷季鼎』二五八五）
- 16、子子孫孫永宝其用享（『猷季氏子組壺』九六五五）
- 17、子子孫多世其永宝（『班簋』四三四一）
- 18、子子孫孫其万年永是宝用（『晋侯燹馬壺』〔『集錄』九七一〕）
- 19、子孫是尚子孫之宝用孝用享（『豊伯車父簋』四一〇七）

この類では「其」が「子子孫孫」の下に記載されていることによって、「宝・用」の主体が「子子孫孫」にあるように見える。とすると、15の例を見ると、「眉寿万年」が「子子孫孫」の下に記載されているため、作器者が子孫の

長寿を願う意となり、大きな矛盾が生じてくる。

このように、B bでは作器者が自分自身の「眉寿万年」を願う意に解釈できたが、語順が入れ替るだけで、「宝用」の主格が変わったり、「眉寿万年」の対象が異なってしまうことになる。常套句の構成要素が同じであるにもかかわらず、短文内で語順が入れ替っただけで解釈が大きく変わることは合理的ではない。

また16の例では、「永宝」と「用」の間に「其」が配置されており、その主旨は他例と同じように解釈でき、必ずしも「永宝」や「用」の主体が意図的に変えられたものとは解釈できない。反って、この「其」の配置は相当自由であり、その位置の語順に拠って、主体が大きく変化してしまうことも合理的ではなく、やはり統一された同じ解釈になるべきである。

更に18の例では、「其」が「是」になっており、「是」の用法から見ても、必ずしも人称代名詞の主格に解釈する必要はなく、寧ろ人称代名詞として解すべきではなく、「其」と「是」が同じ意味、或いは同じ用法（作用）として用いられていると考えられる。

B d、B bに「其」が二個所に記載された（其＋子子孫孫＋其＋宝・用）類

- 1、其孫孫子子其永宝（『穿鼎』二七五五）
- 2、其子子孫其永宝用（『且日庚簋』三九九二）
- 3、其万年孫孫子子其永用（『勺伯簋蓋』三八四六）
- 4、其万年子子孫孫其永宝用（『伯喜簋』三九九七〜四〇〇〇）

- 5、其至于子子孫其万年永宝用（『叔豊簋』〔『集録』四六九〕）
- 6、其至于子子孫孫其万年永宝用（『叔豊簋』〔『集録』四六六〕）
- 7、其万年宝用孫子子其永宝（『殷簋』〔『集録』四八七〕）

この類で大きな問題は、上部の「其」と下部の「其」の役割が全く同じであるのか、それぞれの「其」に個別の意味を有しているのか考察を要することである。特に上部の「其」と直下の「子孫」との関係である。つまり、「其」は作器者を指すのか、単なる語調を整える語助詞とするのか大きな相違が生じてくる。

その問題を解決する構文が、5と6の例であると思われる。書き下すと「其れ子子孫（孫）に至るまで」となり、上部の「其」と下部の「其」の示す内容は同じく、「子子孫孫」であるとは考えられない。更に7の例は二つの文に分割することは可能であるが、その際、上部の「宝用」と下部の「永宝」は同じ意の動詞と考えられるが、「其」を人称代名詞とすれば、上の「其」は作器者、下の「其」は「子子孫孫」となり、動詞の主体が同じではないという状況になる。果たして、短文内に内容の異なる「其」を二度配置することに合理性があるかはなほ疑問になってくる。寧ろ「其れ万年まで宝用せん。孫子子まで其れ永く宝とせん。」と訓読し、その主旨を強調するために重ねた表現を用いたと解釈した方が自然である。更にこの例を「万年」で二分割した場合、他例から見ると、基本的に短文になり過ぎて意味が通じにくくなり、やはり連続する一文と考えるべきである。

Ca、Aaに作器者の名が明記されている（某十宝・用）類

- 1、瘳万年宝（『瘳簋』四一七〇～四一七七）
- 2、瘳万年永宝用（『瘳鼎』二七四二）
- 3、召万年永光（『召卣』五四一六）
- 4、梁其其万年無疆龕臣皇王眉寿永宝（『梁其鐘』一八八）
- 5、永余宝（『羌鼎』二六七三）
- 6、瘳身永余宝（『瘳鐘』二四六）

これらの例文は明確に作器者名が記載されているため、「宝・用」の主体者は作器者某であり、A aの構文をより一層明確に示した形式になり、文意が極めて明確になる。

この類の「万年」「無疆」も「宝・用」を修飾する働きを持ち、同様に「余」と同じ立場で用いられていると考える方が合理的である。

注目すべきは、5と6の例には、第一人称代名詞である「余」が用いられ、明確に「其」を用いず、その相違を示す意図を窺うことができる。特に6は、「瘳」の代名詞としての役割が明確に指名された銘文である。

C b、A bに作器者名が明記されている（某+子子孫孫+宝・用）類

- 1、詢万年子子孫孫永宝用（『詢簋』四三二一）
- 2、憲万年子子孫孫宝光用（『憲鼎』二七四九）

この類で問題になるのが、「(作器者) 某万年」と「子子孫孫永宝用」に二分できるかどうかということである。結果として、二分すると上部の意味が理解できなくなり、やはり、一文として「宝・用」の主体者は作器者某と解釈する方が合理的である。「其」字が用いられていないことで、反って文法的には極めてすっきりした銘文になっている。

Cc、Baに作器者名が明記されている(某+其+宝・用)類

- 1、王臣其永宝用(『王臣簋』四二六八)
- 2、癯其万年永宝(『三年癯壺』九七二六)
- 3、駒父其万年永用(『駒父盨蓋』四四六四)
- 4、公臣其万年用宝(『公臣簋』四一八五)
- 5、禹其万年永宝用(『叔向父禹簋』四二四二)
- 6、婦夆其万年日用享于宗室(『羌伯婦夆簋』四三三二)
- 7、康其万年眉寿永宝(『伯康簋』四一六〇)
- 8、敌其万年寿用(『敌簋蓋』『集録』四八三三)
- 9、余其万年宝用(『師道簋』)

この類はBaで述べたように、作器者の名が明記されているので、「宝・用」の主体者は某であることは明確である。また、Baの例と同じように第一人称代名詞「余」が記載された例もあり、9の例では「余」の直下に「其」が記載

されており、「其」を「余」と同じ意の第一人称代名詞として重ねて使用したとする特別な意義を見い出せない。

また、8の例で、「寿」字が用いられているが、必ずしも年齢を示すものではなく、「万年」或いは「永」と同じ意味で用いられている。そこで頻出する「眉寿」も直訳的に解釈する必要もないということになる。つまり、「眉寿」も「万年」「永」と同じ意味で解釈することも可能になってくる。時間的な長さを表す副詞的な役割りを持って、下の「宝・用」を修飾しているものと考えられる。

Cd、Bbに作器者名が明記されている(某+其+子子孫孫+宝・用)類

- 1、孟姬其子孫永宝(『孟姬鬲簋』四〇七一)
- 2、屺敖其子子孫永宝(『屺敖簋蓋』四二二三)
- 3、衛其子子孫永宝用(『二十七年衛簋』四二五六)
- 4、大其子子孫永宝用(『大鼎』二八〇七、八)
- 5、克其万年子孫永宝(『克罇』二〇九)
- 6、利其万年子孫永宝用(『利鼎』二八〇四)
- 7、王媯其万年子孫永宝(『噩侯簋』三九二八)
- 8、禹其万年子子孫永宝用(『禹鼎』二八三三)
- 9、伯車父其万年子子孫永宝(『散車父壺』九六九七)
- 10、諫其万年子子孫永宝用(『諫簋』四二八五)

- 11、比其万年子孫孫永宝用（『副比簋蓋』四二七八）
- 12、休其万年子子孫永宝用（『簋鼎休簋』〔集録』四七五）
- 13、詢其万斯年子子孫孫永宝用（『師匍（詢）簋』四三四二）
- 14、牧其万年寿考子子孫孫永宝用（『牧簋』四三四三）
- 15、蔡其万年眉寿子子孫孫永宝用（『蔡簋』四三四〇）
- 16、蘇其万年無疆子子孫孫永宝茲鐘（『晋侯蘇鐘』〔集録』四八〇五〇）
- 17、克其万年無疆子子孫孫永宝用（『大克鼎』二八三六）
- 18、魯其寿考万年孫子子永宝用（『向魯簋』四〇三三）
- 19、頌其万年無疆日逖天子剏命子子孫孫永宝用（『史頌簋』四二二九〇四二三六）
- 20、此其万年無疆峻臣天子靈終子子孫孫永宝用（『此簋』四三〇三〇四三一〇）
- 21、號姜其万年眉寿受福無疆子子孫孫永宝用享（『號姜簋蓋』四一八二）
- 22、速其万年眉寿峻臣天子子孫孫永宝（『迷編鐘』〔集録』一〇六〇七）
- 23、頌其万年眉寿峻臣天子靈終子子孫孫永宝用（『頌壺』九七三一）
- 24、頌其万年眉寿無疆峻臣天子靈終子子孫孫永宝用（『頌簋』四三三二〇四三三九）
- 25、智用介万年眉寿永命多福子子孫孫其永宝用（『智壺蓋』九七二八）
- 26、余其万年將孫子宝（『頌方彝』九八九二）
- 27、盞曰、其万年世子子孫孫永宝之（『盞駒尊』六〇一一）

この類の銘文は、「宝・用」までの記載が長文化している。19～26の例までは、明らかに二分割することが可能である。

また、26の例は先の類と同様に、「余」と「其」が連続して用いられているが、果たして「其」が第一人称代名詞としての役割を持っているかどうか甚だ疑問である。

27の例は、「某」と「其」の間に「日」字が挿入されている。B bの36例と同器の銘文であるが、「日」字があることによつて「其」が作器者「盨」の第一人称代名詞に用いられていると考えることも可能であるが、前文に、「盨曰、余其敢対揚天子休……」とあり、第一人称代名詞の「余」の下に「其」も用いられていることから、この銘文の「其」は第一人称代名詞でないことが判明する。

C e、B dに作器者の名が明記されている。(某+其+子子孫孫+其+宝・用)類

- 1、癩其万年子子孫孫其永宝 (『癩盨』四四六二)
- 2、利其万年子子孫孫其永宝用 (『利簋』四二〇二)
- 3、癩其万年孫孫子子其永宝用享于宗室 (『師癩簋蓋』四二八三)
- 4、申其万年用子子孫孫其永宝 (『申簋蓋』四二六七)
- 5、永其万年孫孫子子永其遂宝用 (『永盃』一〇三三二)
- 6、晨其「万年」世子子孫孫其永宝用 (『師晨鼎』二八一七)
- 7、楚公逆其万年寿用保厥大邦永宝 (『楚公逆鐘』〔『集録』九七])

- 8、曩其涿涿万年無疆靈終靈命其子子孫永宝用享于宗室（『曩簋』四一五三）
- 9、戎生其万年無疆黃考又黍保其子孫永宝用（『戎生編鐘』〔『集録』三二〇三四〕）
- 10、余其永万年宝用子子孫孫其帥型受茲休（『魯伯閏簋蓋』四三〇二）

この類もやはりCC類と同じ問題が指摘できる。また、4の例文のように、「用」と「宝用」が分割されていることから、全て二つの文に分けて解釈することも可能であるが、「宝・用」の主格と「万年」を願うものの主格が異なってくるのは極めて不自然である。

また、「其」を二度用いられることを、それぞれ「某」と「子孫」を指すとするも、一文の中に統一性が欠け極めて煩雑な感をぬぐえない。

そこで、5の例文を更に詳察するため、その後半部を作器者「永」を主格として、分析すると、

ア、永拝稽首、対揚天子休命

イ、永用作朕文考乙公尊彝

ウ、永其孫孫子子…

エ、永其率宝用

となり、作器者「永」の名が四度明記されている。この後半部（ウとエ）に二度「其」が記載されている。「其」をそれぞれ「永」の第一人称代名詞とすれば「永」が六度繰り返されることになる。また統一的に「其」を使用するならば、アとイの「永」の直下にも「其」が記載されてもよいはずである。もしア・イでは「其」が省略されたとするならば、ウ・エでは何故省略されなかったのかという疑問も生ずる。更にエの「永其」は省略されてもこれまでの記載例

から見て、内容上大きな支障はない。

以上の考察からウ・エの「其」や「永其」は文意を強調するために挿入されたものと解釈しなければ、合理的な説明はできない。

D、作器者と配偶者や子孫が並記されている（某＋某＋〈其〉＋〈子子孫孫〉＋宝・用）類

- 1、獻眾蔡姬永宝用邵大宗（『獻鐘』八八〇九二）
- 2、春眾厥子子孫孫永宝（『春簋』四一九四）
- 3、猷叔信姬其万年子子孫永宝（『猷叔鼎』二七六七）
- 4、走其眾厥子子孫孫万年永宝用（『走簋』四二四四）
- 5、麥生眾大妘其百男百女千孫其万年眉寿永宝用（『麥生鬲』四四五九〇四四六一）
- 6、叔邦父叔姑万年子子孫孫永宝用（『豐鬲』四四六九）
- 7、走父以其子子孫孫永宝用（『食仲走父鬲』四四二七）

この類の大きな特徴は、「宝・用」の主体者が複数（某と某と子孫）と考えられることである。特に作器者が並列の意を示す「眾」や「以」で表現されたり、直接並列されていることである。

特に注目すべきは2・4・7の例である。これらは作器者と「子孫」の並列である。訓読すると、
2、ア、春と（眾）厥（そ）の子子孫孫と永く宝とせん

イ、晝は厥（そ）の子子孫孫に眾（およ）ぶまで宝とせん

4、ア、走は其れ厥（そ）の子子孫孫に眾（およ）ぶまで万年永く宝として用ひん

イ、走は其れ厥（そ）の子子孫孫と（眾）万年永く宝として用ひん

7、ア、走父と（以）其の子子孫孫と宝として用ひん

イ、走父は以つて其れ子子孫孫まで宝として用ひん

とすることが可能となる。いずれにしても作器者が「子孫」に「宝用」することを命令したと解釈することはできない。

5の例は、作器者「蓼」と配偶者「大妣」と子（百男百女）と孫（千孫）が並列されており、この器を「宝用」するのは、作器者だけとか「子孫」だけに限定してはならず、私自身を含め今後生まれてくるであろう子孫全てが「宝用」してくれることを願う心情表現であることが判明する。

この類を通して、「其」と「厥」の併用が見られるが、明確に使い分けていることも理解できる。つまり、「厥」は明らかに主格の人称代名詞であるが所属所有の意を示しており、「厥」||「子々孫々」ではない。「其」を第一人称代名詞とするなら、2の例は「猷叔」と「信姬」の複数を示すことになる。5の例に至っては二度用いられているため、上部の「其」は「蓼生」と「大妣」、下部の「其」は「百男百女千孫」となり、極めて特異な用法となつて統一性がなくなる。

以上の分類を項目別に整理すると次のようになる。

A a、宝・用

b、子子孫孫＋宝・用

B a、其＋宝・用

b、其＋子子孫孫＋宝・用

c、子子孫孫＋其＋宝・用

d、其＋子子孫孫＋其＋宝・用

C a、某＋宝・用

b、某＋子子孫孫＋宝・用

c、某＋其＋宝・用

d、某＋其＋子子孫孫＋宝・用

e、某＋其＋子子孫孫＋其＋宝・用

D 某＋某＋〈其〉＋〈子子孫孫〉＋宝・用

七、「宝・用」の主体

先の分類・分析によつて、「宝・用」の主体について考察すると、A a・B a・C a・C cは明確に「子孫」の記載がないので、作器者自身であると解釈した方が合理的である。

次に、「子子孫孫」が記載されていることによつて、「宝・用」の主体者が、作器者から「子孫」に変わるか否かを検討しなければならぬ。それには、同一作器者による複数の青銅器を比較することが必要である。

先ず、「梁其」器群（157A）の銘文を検討すると、

- 1、万年唯極子子孫孫永宝用（『伯梁其盨』 157d）
- 2、百子千孫子子孫孫永宝用享（『善夫梁其簋』 157c）
- 3、梁其其万年無疆龜臣皇王眉寿永宝（『梁其鐘』 157b）
- 4、其百子千孫其万年無疆其子子孫孫永宝用（『梁其鼎』 157a）

とある。これらの器は皆「梁其」が作製したものとされるが、1・2・4に「子孫」は記載されているが、3には記載されていない。しかし、句末の表現は、1・4は「永宝用」に、2は「永宝用享」に、3は「永宝」となっており、その主意に大きな差異がない。それを以て、作器者の祖先に対する心情や、褒賞を受けた天子に対する経緯に区別・差異を設けたとは考えにくい。つまり、「子子孫孫」の記載の有無には関係なく、作器者の主意や心情は変わらないと理解すべきである。

それを明確に証明しているのがD類の表記である。「宝・用」するのは作器者を含めた直系の一族を示すものと解釈すべきである。先ず「宝用」する主体は自分であり、配偶者や子孫を明記することに因って、更に自分の主意を祖先に対して強調したと考えるべきである。しかし、銘文の中に「子孫」の記載の有無やその語順にかかわらず、作器者がこの器が永く用いられることを願う気持ちに何ら変わりはない。

次に、「禹」器群（162B）について検討すると、

- 1、禹其万年子子孫孫宝用（鼎）
- 2、禹其万年永宝用（簋一）
- 3、其子子孫孫永宝用（簋二）

とあり、この器の作器者は叔向父禹であるが、2にはやはり「子子孫孫」の記載はなく、3には「万年」や作器者の名もない。しかし、このことによつて、「宝用」の主体が変わることはなく、「子子孫孫」の有無によつても同様にその主意が変わることはない。

更に、「弭叔」器群（116C）についても、

- 1、弭叔其万年子子孫孫永宝用（簋）
- 2、其万年永宝用（盨一）
- 3、其子子孫孫永宝用（盨二）

とあり、用字が若干異なる銘文になっている。しかし、「禹」器群と同様に「宝用」の主体は作器者名の有無、「子子孫孫」の記載の有無にかかわらず、その主意は同じであると考ええる。そして「万年」も「禹」器群と合わせ考えるに、必ずしも作器者自身が自分の長寿を直接祈願したものと解することには大きな飛躍を感じる。

最後に、前出した『魯伯莒簋蓋』を再度検討するに、

「余其永万年宝用、子子孫孫其帥型受茲休」

とは、「余」は作器者の「魯伯莒」を指し、「宝用」の主体者である。「子子孫孫」は作器者を含む子孫であり、さらに下の「受」の主体者は単に「子子孫孫」ではなく、あくまで自分を含めた子孫の意を持っている。そこで「帥型」とは、子孫に自分のやり方を範として継承せよと命じた意ではなく、自分（莒）を含めた子孫は先祖のやり方を「帥型」して、天子からの休を賜ると解釈すべきである。

以上のことから、同一作器者の器群から、「宝・用」の主体については、基本的には（「媵器」については後述する）、「某（及び某）」は、万年まで、子子孫孫まで、永く（この器を）用いよう（と思う）」という作器者の意志に解釈すべ

きである。

この「子子孫孫」の記載について、彭裕商氏(注13)は、昭王期以降の器に見え、康王期にはまだ明確な例は見えないとしている。しかし、C b 2の『憲鼎』を康王期の器とするならば(注14)、確かに康王期以降に多くの例が見られるようになるが、必ずしも昭王期以降とは断定できなくなる。

また、彭氏は「永宝」の二字は成王期や康王期には一般的には見えない表記であり(注15)、「万年」については、穆王期の器には殆んど記載されていないとも述べている(注16)。つまり、彭氏の如く断定はできないまでも、銘文句末の記載については、時代が下がるにつれて、「宝用」の記載に、「子子孫孫」・「万年」の語が修飾され、文中に加えられていったと考えるべきである。その作器者の主意は同じで変わりが無いが、表記が修飾され、時代が下がるにつれ、長文化していったものと考えられる(注17)。

先の器群の例から、「子子孫孫」の銘文がないのは、本来あるべきものを省略したと考えられなくはないが、寧ろ銘文の長文化という観点に立って「子子孫孫」が付加されるようになったと解釈すべきである。

八、「其」の意味の検討

朱氏は「其」の解釈について、人称代名詞として使用され、(第一人称の)主格を表す働きがあり、この用例は西周早期に既に始まっていると主張した。

ここで、再度先にまとめた分類表の中から「其」が記載されているものを挙出すると、

1、其十宝・用(B a)

- 2、其＋子子孫孫＋宝・用 (B b)
- 3、子子孫孫＋其＋宝・用 (B c)
- 4、其＋子子孫孫＋其＋宝・用 (B d)
- 5、某＋其＋宝・用 (C c)
- 6、某＋其＋子子孫孫＋宝・用 (C d)
- 7、某＋其＋子子孫孫＋其＋宝・用 (C e)
- 8、某＋某＋其＋子子孫孫＋其＋宝・用 (D 5)

の八通りである。「其」を第一人称代名詞で主格を表すとした場合、その語順・位置からみて、次のような疑問が生じる。

(1)、「其」を第一人称代名詞主格の意とすれば、「宝・用」の記載は、必ずこの主体者は作器者となり、「子子孫孫」が「宝・用」の主体となることはない。

(2)、3と4の構文で、「其」と「子子孫孫」の位置が入れ替わっただけで、「宝・用」の主体が変わってしまい、極めて合理的ではない。

(3)、4と7と8の構文では、「其」が二個所に用いられ、それぞれ第一人称代名詞主格の意とするなら、主語の多い極めて冗長な銘文になってしまう。

(4)、6と7と8の構文の「某」は既に「余」という第一人称代名詞主格の意で表記されているのを、さらに「其」という第一人称代名詞を用いて主格とすることに合理性がない。

(5)、8の構文では、某と某という複数の記載を、「其」という単数人称代名詞で受けることになる。

(6)、各構文の「其」は省略されても、その銘文内容に大きな変化は起こらず、支障がない。

そこで、「其」字の解釈を検討するに当たり、先達の主張を窺うことにする。

黄盛章氏(注18)は既に先秦時代の文献(『国語』鄭語、『韓非子』十過、『詩経』王風・丘中有麻)中に、主格人称代名詞として使用されている例があることを述べているが、挙げられた例は全て第三人称主格代名詞であつて、第一人称代名詞の使用例ではない。

黄氏の説に対し、姜宝琦氏(注19)は、「其」は人称代名詞に解釈できるが、「名詞十之(の)」の意味が含まれており、現代語として解釈する場合は、(主格として)単独で用いることが可能だが、先秦から漢代にかけてはまだ三人称代名詞は発達しておらず、そう解釈できたとしても、時間的経過を示す場合のみで、「彼らは……した時」という意(時間的副詞)になると解釈している。つまり、所有の意を持ち、単独の第一人称代名詞としては用いられていないとするものである。

その後、呉辛丑氏(注20)は、姜説に対し、人称代名詞の特殊な例として、『詩経』の五例を挙げて、単独で(所有の意を含まない主格として)用いられていると、呉氏の説に賛同を示しながらも、補足を加えている。

これらの三説はあくまでも第三人称としての主格代名詞に解釈できることは述べているが、第一人称代名詞としての意には言及していない。また、彼らはすべて歴史文献での考証で、西周金文には全く触れていない。

楊伯峻氏(注21)は、第二人称代名詞の使用例を一例(『春秋左氏伝』昭公十三年)を挙げて、「你」「汝」と解釈できる特殊用法があると述べている。しかし、彼もまた、『春秋左氏伝』に限定しており、西周金文には言及していない。

郭錫良氏(注22)は古代文献では、「之」の広範囲の指示代名詞との対照の中で、特定(限定)的な働きを持つ代

名詞として「其」が使用されると述べている。しかし、第一人称代名詞の意には解していない。

そして、唐鈺明氏（注23）は、甲骨文に於いて「其」は全て副詞として使用され、西周金文の中期以降には「其」は代名詞の「厥」に取って代わりはじめ、東周金文ではその割合が七九、七％になり、石鼓文・詛楚文・楚帛書・戦国楚簡では九五％が「厥」から「其」に完全に替わってしまったと述べている。そして、「其」が代名詞として使用されているのは、西周中期金文からだ指摘している。しかし、唐氏もまた、「其」の人称代名詞としての解釈に言及しているが、とりわけ第一人称代名詞の使用例には何にも言及していない。

そこで、朱氏は前述の「其」についての使用例として、

1、其作厥文考宝鼎（『師餘鼎』）

2、其作厥文考宝鼎

の器に記載されている「其」を文法的な配置から作器者第一人称代名詞主格と解釈し、これらの器は西周早期のものと断定し、「其」の第一人称代名詞主格の使用は西周早期に始まると結論付け、これまでの「其」の第一人称代名詞の主格として使用されている例は、これまでの解釈より時代が更に遡るものと主張している。

また、朱氏の挙例した銘文の中で、

○ 先王其嚴在上、異在下

の「其」字については、王冠英氏（注24）は、この「其」は決して所有を表す人称代名詞ではなく、祈請或いは願望を表す語として解し、この句の前に置かれたものと同じ内容のもので、「其」字のない銘文もあると述べている。

また、王人聡氏（注25）は、このような銘文では、「其」字は助詞であり、句中では先王或いは前文人を指し、語気を強くする働きがある。つまり、語気を強める修飾語であると述べているが、やはり第一人称代名詞には解しては

いない。

馬国権氏（注26）は、「其」は副詞と解している。一つは「表時副詞」で、『書』の「湯誓」（予其大賚汝）・「盤庚」（天其永我命于茲新邑）の「其」を「将」と解し、『令鼎』の「令眾奮、乃克至、余其舍汝臣卅家」の「其」も、「我将会……（私は……しようと思う）」意と同じであるとしている。二つは「命令副詞」で、命令の語気を示すもので、『書』の「皋陶謨」（帝其念哉）の「其」を「尚」（王引之『経伝釈詞』巻五の説）と解し、『泉彘卣』の「馭、准夷敢伐内国、汝其以成周師氏戍于古師」の「其」も「尚」・「庶幾」（なほく・ねがはくば・くせよ）の意に解している。

馬氏説を更に延伸して詳述しているのが、陳永正氏（注27）である。氏は「其」の用字法について、西周春秋銅器銘文中には、語氣詞として三つの用法があるとしている。一つは願望の意を示す。例として『休盤』（休其万年子子孫孫永宝）、『史頌鼎』（頌其万年無疆）等を挙げ、銘文の中ではこの「其」字が省略されることがあるが、銘文の意味は変わらないとする。二つは婉曲の意を示す。例として『何尊』（余其宅茲中或〈國〉、自之辟〈父〉民）、『孟鼎』（友我其通省先王受民受疆土）、『井（邢）人（女）鐘』（前文人其嚴在上）、『毛公鼎』（弘其唯王智）等を挙げている。三つは形容詞や自動詞の前に置かれ、語気を調整している。このような用法は西周晩期に出現し、春秋以降は大量に使用されているとした。その例として『猷鐘』（王敦伐其至）、『虢季子白盤』（彤矢其央）等を挙げている。

ここで、前に述べた諸氏の説を踏まえ、具体的な例を挙げ更に検討を試みることにする。

まず、「伯公父」器群について、

- 1、子子孫孫永宝用（盨蓋）
- 2、万年子子孫孫永宝用（壺蓋）
- 3、其子子孫孫永宝用享（簠）

とあるこの三器の銘文から、「其」が省略されることは馬氏の指摘の通りである。また、3にのみに「其」が記載されていることで、作器者が特に自分の名を代名詞「其」によつて、示したとは考え難い。

次に、「王伯姜」器群についても、

- 1、永宝用（鬲）
- 2、其万年永宝用（壺）
- 3、季姬其永宝用（鼎）

とあり、三様の記載が認められる。同一作器者であるにもかかわらず、2では「其」が、3では作器者と「其」が加えられ、2では「万年」が記載されているが、1・3では記載されていない。このように「其」の使われ方が極めて随意的である。

また、「癸」器群を比較すると、

- 1、癸其万年永宝（『三年癸壺』）
- 2、癸万年永宝用（『三年癸鼎』）
- 3、癸其万年永宝（『十三年癸壺』）
- 4、癸万年宝（『癸簋』）
- 5、癸其万年永宝日鼓（『二式癸鐘』）

となつており、「其」の役割として人称代名詞的な位置にはあるが、必ずしも一定の意味を持つて、文中に必要不可欠のものとして記載されているようには見えない。つまり「其」字を刻するか否かは作製時代や器によつて異なるというより、寧ろ銘文作成者の文章癖によるものと思われる。

更に、その相違が顕著なのは「泉」器群である。

1、泉拝稽首对揚伯休、用作文考乙公宝尊彝

2、泉伯閏敢拜手稽首、对揚天子丕顯休、用作朕皇考釐王宝尊簋。余其永万年宝用、子子孫孫其帥型受茲休（泉伯或簋蓋）

とあり、二器その銘文の内容は略同じであるが、用字に簡繁の差がある。1は極めて簡潔であり、必要最小限の記載であるが、2は極めて丁寧な心情のこもった表現となっている。そこに「其」字の有無について見るに、前述したように特別な意味を有しているとは感じられない。

最後に、近年発見され大きな反響を呼んだ「速」器群（注28）にも、「其」字の用法について明確に比較できる記載がある。

1、速敢对天子丕顯魯休揚、用作朕皇祖考宝尊盤。用追享孝于前文人。前文人嚴在上、翼在下……（『速盤』）

2、速敢对天子丕顯魯休揚、用作鬯彝。用享孝于前文人。其嚴在上、翼在下……（『四十二年速鼎』）

3、速敢对天子丕顯魯休揚、用作朕皇考恭叔鬯彝。皇考其嚴在上、翼在下……（『四十二年速鼎』）

とある。この三器は同一人物の「速」（宣王期）の製作であるが、朱氏の根拠とした同様の記載（其嚴在上、異在下）があり、その用法用字は全く同じものとすることができる。そこで「其」字について見ると、1では「其」字は用いられず、「前文人」を重複させることで、「在上」の主格として表記されている。2では「其」は「前文人」に代えて表記されている。この二例のみを見ると、確かに「其」は「前文人」の代名詞として用いられているように見えるが、内容から見て、「速」の「前文人」であり、「其」は第三人称代名詞であって、第一人称代名詞とは言えない。更に3では「前文人」が「皇考」に表記は変わるが、「皇考其」となって、1・2に記載されている「用享孝于前文人」の一

文が省略されている。

この状況から推察するに、3は本来1の例のように、

○ 用追孝于皇考。皇考其嚴在上……

となるべきであるが、「皇考」が一度しか用いられていないことから、省略して「其」で強調したり、改まった語調になるよう工夫したものと思われる。

そこで、2の例も本来なら

○ 用享孝于前文人。前文人其嚴在上……

となるべきところを、「前文人」を省略したことによつて「其」を用いて語気を整えたものと思われる。これは、『井

〈邢〉人女鐘』（『集成』一〇九〇—一一二）に、

○ 用追孝侃前文人。前文人其嚴在上。

と記載されていることから、「前文人」を重複記載することによつて強調し、更に「其」でその語調を整えるものと考えられる。

以上の多くの観点から、朱氏の主張する「其」に第一人称代名詞の役割を持つという意見には首肯しかねるところが多い。

九、媵器の「宝・用」の主体

前述した「宝・用」の主体は、その記載法や内容から、作器者自身であることを考察してきた。しかし、銘文中に

は「媵器」、つまり嫁ぐ娘の嫁入り道具の一つとして作製された器もある。その器に鑄銘された内容を検討するに、果たしてその場合も句末の「宝・用」の主体が作器者にあるのかを検討しなければならない。そこで『噩（鄂）侯簋』（『集成』三九三〇）の銘文を見るに、

○ 鄂侯作王媵簋、王媵其万年子子孫永宝。

とあるが、これは鄂侯が某王に嫁ぐわが娘媵に送ったものとすれば、句末の意は「（娘の）王媵よ其れ万年子子孫孫（に至る）まで永く宝とせよ」或いは「……永く宝とせんことを」と命令もしくは願望の意で訓読せざるを得ない。つまり、その器の作器者（鄂侯）と「宝用」する主体者（王媵）が違ってくる。

作器者が娘に媵器として贈る主旨についても、『猷叔猷姬簋』（『集成』四〇六二〜四〇六七）に、

○ 猷叔猷姬作伯媵媵簋。用享孝于其姑公、子子孫孫其万年永宝用。

とあり、猷叔猷姬夫婦が長女の伯媵の嫁入り道具に簋を作った。これを嫁ぎ先の先祖の祭礼に用いて「姑公」に仕え、子子孫孫に至るまで永く万年も大切に用いよ（或いは「用いるように」という意味である。文中の「用享」や「永宝用」は当然その主体者は簋を贈与された「伯媵」ということになる。また、「其姑公」の「其」は人称代名詞の所属（所有）を表し、第一人称代名詞主格としては用いられていない。「其万年」の「其」は「猷叔猷姬」や「伯媵」或いは「子子孫孫」の人称代名詞ではなく、やはり語気詞としての役割を持つものと考えるべきである。

『番羽生壺』（『集成』九七〇五）に、

○ 唯廿又六年十月初吉己卯、番羽生鑄媵壺、用媵厥元子孟妃羌。子子孫孫永宝用。

とあるが、作器の目的が明確に示されている。銘文の主旨は、「……番羽生が嫁入り道具として壺を鑄造して、私の長女羌に持たせる。子子孫孫に至るまで永く宝として用いるように（或いは用いなさい）」という意である。この

「永宝用」の主体者は「孟妃羌」であって、作器者の「番羽生」ではない。

このように「媵器」の場合は明確に理解できるが、『集成』四四五四～四四五七の場合、必ずしも「媵器」とは判断できないが、やはり「宝・用」の記載がある。

○ 唯王元年、王在成周。六月初吉丁亥、叔専父作鄭季宝鐘六、金尊盨四、鼎七。鄭季其子子孫孫永宝用。

この銘文で大きな問題になるのは、「鄭季」なる人物が、

ア、叔専父の娘

イ、叔専父の妻

ウ、その他の人物

の三つの説に考えられることである。アなら「媵器」として考え、前例に従って解釈できる。イ・ウなら「媵器」とは言えないが、やはり「宝・用」の主体者は、作器者ではなく、妻やその他の人物ということになる。つまり、作器者は妻やその他の人物に銅器を作って贈った側となる。

このように青銅器銘文の「宝・用」の主体者は、作器者、嫁ぐ娘、作器者の妻、その他の人物、子子孫孫の五通りが考えられることになる。

李仲操氏（注29）は、媵器として見なした銘文中の女子の称謂を分類して、直接称謂のなかの第二類で説明し、さらに第三類では、家長が既嫁した娘に作器して与えた例を、第四類では夫が妻のために作器した例を挙げているから、これらの例を全て「媵器」として扱っている。

李氏の分類をさらに曹定雲氏（注30）が分析を加え、

1、家長が娘に作ったもの

- 2、夫が妻のために作ったもの
 - 3、母が嫁ぐ娘に作ったもの
 - 4、義父が息子の嫁に作ったもの
 - 5、子が母（或いは祖母）のために作ったもの
- と、「媵器」を五種類に分類しているが、「宝・用」の主体者はあくまで贈与された者であって、決して「子子孫孫」と解してはいないし、無論作器者とも解してはいない。つまり、李・曹両氏とも婦女のために製作したものを一律「媵器」として扱っている。

しかし、ここで考えなければならぬことは、曹氏の分類5の例である。この場合、その道理として、母や祖母に「宝として用いよ」と命令することは道義上ありえないことなので、当然「宝として用いんことを」と、命令形ではなく、願望の意で訓読すべきである。或いは記念として母や祖母のために製作したが、実際に用いるのは作器者自身の場合は、その「宝・用」の主体は無論作器者自身となるが、銘文上の記載としては、やはり、贈与された者が、「宝・用」する主体となる。

以上のように、原則として「媵器」として娘に贈られた場合、作器者と「宝・用」する主体者（娘）とは異なるため、「作器者+某+宝・用」する状況とは同一に解釈できない。従って、「宝・用」を解釈する場合は、単一的に考えるのではなく、銘文中の内容や記載人物の関係を考慮しなければならないことが理解できる。

十、まとめ

作器者が自分の立てた勲功を記念して銅器を製作し、その銅器を祭祀や饗宴に使用するように子孫に残し、末永く宝用することを願ったり命令したりしたとするならば、これらの銅器はその家に残され、代々受け継がれていくはずである。しかし、これらの銅器は窖蔵されて後に発見されたものばかりではなく、寧ろ墓中から発掘され（或いは盗掘され外に出回った）ものも相当数にのぼる。もし、これらの銅器が子孫に残されるべくして製作されたものならば、主の死後、墓主と共に埋葬されることは決してなかったはずである。

しかし実際に現在、我々が目にする銅器は、窖蔵されていたものが発見されたり、墓葬に収められていたものが発掘されたりしている。これらの銅器のあるものは、何らかの理由で窖蔵することを余儀なくされたものであり、またあるものは、作器者と伴に副葬品として墓に埋められたものである。このような二通りの道筋をたどった銅器が存在しているとうことは否定できない事実である。

これらの発見・発掘された情況から考えるに、銅器に記載された「宝・用」の主体は、原則的にあくまで作器者であり、作器者の死に際し、残された子孫が父（或いは母）の遺志を慮り、生前使用したものの全てを副葬品とし、死後の世界においても生前の生活の再現を願って埋葬したのである。その一方で、「子孫」の銘文が記されているということは、残された子孫が父（或いは母）の遺志を受け継ぎ、前文人や皇考に孝を尽くして祭祀するために用いる所となった銅器もあろう。また「子孫」の銘文がなくても、祭器として大切に伝承してきた銅器が存在したのも事実であろう。これは、残された子孫が被葬者の意志を二通りに解釈した結果であると考えるべきである。

ここで注意しなければならないことは、窖蔵から発見される銅器群は、時代が下がるものが多く、また「子孫」の

銘文を持つものは中期・後期に多い。このことは、西周時代の宗法制度の成立過程と大いに関係があると思われる。つまり、自分も含めて子子孫孫まで永く大切に用いていこう、という作器者の意志や意識が子孫に継承され、また自分の職責や地位の安定と継続を願う気持ちを表現したものと見えよう。この作器者と子孫との紐帯に関わる精神形態の背景に、堅固な宗法制度下の体制が認められるであろう。

最初に問題提起したことの結論として、以下の四点にまとめてみる。

- 1、銘文末句の「宝・用」の主体は、原則的に作器者である。
- 2、「子孫」の銘文を持つ「宝・用」の主体は、「子孫」ではなく作器者である。

- 3、銘文句中の「其」は、第一人称代名詞主格としての使用例は確認できない（朱氏説に拠る）。また、第三人称代名詞としての使用例は、語順の位置から見れば可能性はあるが、内容から考えると合理性に欠ける。西周金文に限り、副詞的な用法として解釈するより、語気詞として語調を整えたり、婉曲な表現を表すと解釈した方が、より例外なく解釈できる。従って、「其」は省略されても、その全体の内容に大きな支障をきたすことがない。これはあくまで作器者のため銘文を依頼された「書き手」の問題で、個人による文章作成上の特徴として出現した表現方法と思われる。

- 4、「媵器」中の「宝・用」の主体は、贈与されたものである。なお、媵器は西周中期以降に多く製作されるようになり、現存するものは殆んど晩期のものである。

最後に、銘文句末の「宝・用」を解釈する場合、右の結論から考え、作器者自身の器の場合は、

- 某（私は）其れ子子孫孫まで万年永く（この器を）宝として用ひん。

となり、「媵器」の場合は、

○ (某よゝ贈与される者への呼びかけ) 子子孫孫まで万年永く (この器を) 宝として用ひんことを。
という読み方をし、作器者の願望をこめた意に解釈すべきであろう。

注釈

(1) 林巳奈夫氏は「このように件数が多様な句に分散しているということは、無論既知の語彙を使ってではあるが、心の中の願望を自らの言葉で書き綴ったことが多かったからだと考えるべきである。件数の多いのも決まり文句だから多いのではなく、語呂の加減で言い易いために偶々件数が集中したのだと解されよう」と述べ、心の中の願望記載と指摘している(『殷—春秋前期金文の書式と常用語句の時代的変遷』『東方学方』第五十五冊、京都大学人文科学研究所、一九八三年)。また、同氏は『殷周時代青銅器の研究』(吉川弘文館、一九八四年)の第二編「春秋前期の青銅器」の七「作器者に関する願望」で、句末の記載について若干触れているが、「永く宝として用いるように」と、子孫に対する願望の意に解し、この器を用いる主体者は「子孫」と解釈している。

- (2) 白川静著、白鶴美術館、一九六八年
- (3) 広西教育出版社、二〇〇三年
- (4) 二玄社、一九九〇年
- (5) 紫禁城出版社、一九九九年
- (6) 『古文字研究』中華書局、二〇〇二年
- (7) 『两周金文虚詞集釈』中華書局、一九九四年

- (8) 『泉伯戎簋』（『集成』四三〇二）にも「余其……」の記載がある。
- (9) 中国社会科学院考古研究所、中華書局、一九九三年
- (10) 劉雨・盧岩編著、中華書局、二〇〇二年。以下は『集録』と略称する。
- (11) 王献唐『黄巢器』山東人民出版社、一九六〇年
- (12) 『文物』二〇〇一年第八期
- (13) 『西周青銅器年代総合研究』（巴蜀書社、二〇〇三年）二五五頁・二七三頁
- (14) 任偉「兩周早期金文中的召公家族与燕君世系」（『中国歴史文物』二〇〇三年第一期）、「遼寧出土銅器与周初的燕」（『考古』一九七五年第五期）
- (15) (12) に同じ。二九〇頁
- (16) (12) に同じ。二二九頁
- (17) 彭氏の説に対し、張桂光氏は、「子孫永宝」の語例は、昭王期以前にもあり、唐蘭先生が論断するものについて言えば、『高卣』（『集成』五四三一）、『憲鼎』（同二七四九）、『柶簋』（同四〇八八）の諸器にも、「子子孫孫宝用」、「子子孫孫光宝用」、「子孫孫永宝」と明確な記載があり、彭氏の論は何の根拠に因っているのか不明である（『古文字論集』中華書局、二〇〇四年。初出論文は『黃盛璋先生八秩誕辰紀念文集』所収）と述べている。
- (18) 「古漢語的人身代詞研究」（『中国語文』一九六三年第六期）
- (19) 「談談与人称代名詞〈其〉有関的句式及对〈其〉的訓釈」（『中国語文』一九八二年第三期）
- (20) 「人称代名詞〈其〉兩種罕見用法」（『中国語文』一九八五年第四期）
- (21) 「古漢語中之罕見語法現象」（『中国語文』一九八二年第六期）

- (22) 「試論上古漢語指示代詞的体系」(『語言文字學術論文集』知識出版社、一九八九年)
- (23) 「其厥考弁」(『中國語文』一九九〇年第四期)
- (24) 「再說金文套語〈嚴在上、異在下〉」(『中國歷史文物』二〇〇二年第二期)
- (25) 「西周金文〈嚴在上〉解—并述周人的祖先神觀念」(『考古』一九九八年第一期)
- (26) 「兩周青銅器銘文副詞初探」(『王力先生紀念論文集』香港中國語文學會、三聯書局、一九八七年)
- (27) 「西周春秋銅器銘文中的語氣詞」(『古文字研究』第十九輯、中華書局、一九九三年)
- (28) 『文物』二〇〇三年第六期
- (29) 「兩周金文中的婦女稱謂」(『古文字研究』第十八輯、中華書局、一九九二年)
- (30) 「周代金文中女子稱謂類型研究」(『考古』一九九七年第六期)

【付記】

この論考は当研究班(郭沫若『兩周金文辭大系』研究)のメンバーであった故小林茂氏の遺稿である。二〇〇六年一〇月二二日に逝った(享年五十二)。小林氏は毎月開催される研究会において、郭沫若『兩周金文辭大系考釈』の読解原稿を作成し、この原稿を基にメンバー全員で再度検討し直すというのが、研究会のスタイルであった。また氏は中国語にも堪能であったから、大陸や台湾にはよく出かけ、当地の博物館や遺跡を見学していた。亡くなる前年の夏には、他のメンバーと共に陝西省の宝鶏や周原地区の青銅器を調べに行き(当研究所『人文科学研究所所報』No.12 収載の研究班報告「二〇〇六年三月」、『青銅器の郷を尋ねて—陝西宝鶏調査報告—』(『大東文化大学漢学会誌』第四

五号、二〇〇六年三月」等、参照)、更に翌春には、北京の博物館に所蔵される青銅器の調査を行った(当研究所『人文科学研究所所報』No.13 収載の研究班報告「二〇〇七年三月」)。ことほどきように研究熱心であった氏の逝去は、当研究班のメンバーにとっては痛恨の極みであった。

小林氏の蔵書は夫人の申し出により、当初、大東文化大学図書館および中国学科に寄贈される予定であった。そこで研究班メンバーの進藤英幸・吉田篤志の両名が蔵書の整理に当たった。重複図書の寄贈は受けないとこの図書館の方針と、中国学科に寄贈図書を受けるだけのスペースのないことから、せつかくの申し出を断念せざるを得なかった。折しも中国学科卒業生の関係する新設大学(了徳寺大学)が図書の充実を計っていたため、急遽、寄贈することが決まり、二〇〇七年九月五日に蔵書の移送が終了した。このような慌ただしい中であって、蔵書の整理中に遺稿を発見できたことは幸いであった。ただ遺稿は氏の最終チェックを経てなかつたようで、遺稿の整理に当たった進藤・吉田の両名が注記(整理者注)を加え、また漢字や言い回し等の誤りや、論旨が明らかに誤りと思われる箇所を訂正した。従って、この論考の責任の一端は、整理者にあることを申し添えておく。

遺稿整理者 進藤英幸・吉田篤志

(二〇〇七年十一月)